

議事日程 (1)

令和元年9月5日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第41号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

第5 議案第42号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第43号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第44号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第45号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第46号 芦屋町環境基本条例の制定について

第10 議案第47号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第11 議案第48号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)

第12 議案第49号 令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

第13 議案第50号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)

第14 認定第1号 平成30年度芦屋町一般会計決算の認定について

第15 認定第2号 平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第16 認定第3号 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第17 認定第4号 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第18 認定第5号 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第19 認定第6号 平成30年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第20 認定第7号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第21 認定第8号 平成30年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

第22 報告第4号 平成30年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

- 第23 報告第5号 平成30年度芦屋町一般会計継続費精算報告について
- 第24 報告第6号 地方独立行政法人芦屋中央病院の平成30事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 第25 報告第7号 地方独立行政法人芦屋中央病院の第1期中期目標期間における業務実績に関する評価結果について
- 第26 発議第4号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について
- 第27 請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について
- 第28 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書について
- 第29 請願第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柁賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 1名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和元年第 3 回 芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第一、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 9 月 5 日から 9 月 18 日までの 14 日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、萩原議員と 8 番、
妹川議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

令和元年第 3 回芦屋町議会定例会の議案上程前に、令和元年芦屋町議会第 2 回定例会以降にお
ける行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず 1 点目は、芦屋町洪水避難訓練についてです。

7 月 6 日、航空自衛隊芦屋基地への迅速で安全な避難を目的とした洪水避難訓練を実施しまし

た。大規模洪水の危険が迫り、避難所の収容人数を超える避難者が発生する想定で、芦屋基地格闘場を一時避難施設として開放いただき、基地周辺の5つの自治区や芦屋町商工会、福祉施設、学童クラブなど321人に参加いただきました。大規模災害時の避難経路を確認するとともに、防災意識の向上を図ることができました。今後も定期的に災害避難訓練を計画してまいります。

2点目は、防災パートナーシップに関する協定書の締結についてです。

7月22日、九州朝日放送株式会社と芦屋町は、協定書の締結を行いました。災害の発生または発生するおそれがある場合において、町からの要請により、テレビ、ラジオ、ホームページなどを通じて災害情報を広く配信することで、被害の軽減と安全確保を図るものです。今後も九州朝日放送株式会社との連携を強化し、より早く正確な情報を町民の皆さんに伝達できるよう努めてまいります。

3点目は、防災資機材の使用に関する覚書の締結についてです。

7月22日、社会福祉法人芦屋町社会福祉協議会と芦屋町は、覚書の締結を行いました。芦屋町社会福祉協議会が公益社団法人日本財団の地域における防災機能の強化のための防災資機材配備事業を活用して購入された防災資機材19品目について、災害の発生または発生するおそれがある場合において、町が使用可能となり、町民の安全確保と避難生活環境の向上を図ります。今後もあらゆる場面で、芦屋町社会福祉協議会と連携強化を進めてまいります。

4点目は、遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会基金についてです。

7月24日に開催された遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会において、遠賀川河口堰全開時に柏原漁港区域に漂着したごみについて、芦屋町が負担したごみ処理費用総額から補助金・交付金を除いた最終負担額を国・県・流域市町村で、おのおの3分の1を負担することを目的とした基金規約が承認されました。このことは遠賀川リーダーサミットなど事あるごとに、洪水時に上流から流れてくる大量のごみによる漁業被害や環境問題等については、芦屋町だけの問題ではなく流域市町村全体の問題であると、長年にわたり訴えかけてきた成果だと考えております。

5点目は、あしや花火大会の開催についてです。

7月27日、あしや花火大会実行委員会主催によるあしや花火大会が、遠賀川河口一帯で開催されました。当日は小雨の中での開催となりましたが、芦屋町の一大イベントに多くのお客様が訪れ、楽しんでいただけたものと思っています。また、町内外を初めとする各事業所や企業、団体、自治区の皆様から、多大なる協賛金をいただきましたことに感謝申し上げます。

6点目は、福岡県筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会の松枯れ対策に関する要望です。

筑前海沿岸に位置する福岡県内の4市5町で構成する筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会では、当地域の財産である松林の保全や再生に資する活動として、毎年、国や県に対し要望活動を行っております。今年度は、8月7日に管内選出の衆議院議員、林野庁長官などに対して、松

枯れ被害による松林の早期再生や松くい虫駆除・防除等について、芦屋町を初めとした首長より要望書を提出いたしました。

7点目は、福岡県議会への要望についてです。

7月29日、福岡県議会県土整備委員会に対し、町の要望事項を述べる機会がありましたので、芦屋港活性化のため早期の港湾計画改訂を行うとともに、ボートパークなど必要な施設及び機能の整備に財源を確保し、早期に実現できるよう要望を行ったところです。

8点目は、栃木県佐野市との青少年交流事業の開催についてです。

8月7日から9日まで、栃木県佐野市から20人の小中学生を芦屋町に招き、青少年交流事業を実施しました。この交流事業は平成6年から始まり、今年で26年目を迎え、芦屋町からは13人の小中学生が参加し、お互いの市町の特色を紹介し理解を深める子どもサミットや芦屋海岸でのライフセーバー教室、芦屋釜の里での鋳物印鑑づくりなどで交流を深めました。茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持ち、海と山の文化の違いを持つ佐野市と交流することで、子供たちにとって、ふるさと芦屋を見詰め直す機会となったと存じます。

9点目は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の福岡県への要望についてです。

8月9日、福岡県に対し、岡垣町の宮内町長と海岸保全に関する要望書を提出いたしました。この要望書は、平成25年に提出してから5年が経過し、継続した対策が必要なものや状況が変化している場所もあるため、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会で内容の見直しを行いました。芦屋町が現在抱えている飛砂対策や海岸侵食など、住民生活の安心安全、観光に影響を及ぼしている問題を解決するため、海岸調査や芦屋海岸西側における突堤試験設置などを求めるとともに、両町の海岸侵食や堆砂について抜本的対策を講じるよう要望したものです。

10点目は、職員採用試験についてです。

令和元年度職員採用試験の申し込みを8月16日で締め切りましたので、その状況について報告いたします。一般事務職1人程度の採用予定に対し、66人の申し込みがありました。今後1次試験、2次試験を実施し、11月下旬に採用予定者を決定する予定です。

11点目は、学校ICT機器の導入設置についてです。

8月25日までの夏休み期間中に、町内の小中学校4校に無線LAN環境を構築するとともに、児童生徒用の学習用タブレットを387台導入しました。また、タブレットには授業支援ソフトや個別学習用ドリルをインストールしており、一人一人の学習課題の解決に大きな効果を発揮します。昨年度導入した電子黒板に加え、タブレットを組み合わせた授業を推進することで、ますますわかりやすい授業となり、学力の底上げにつながっていくことを強く期待しています。

12点目は、夏休みの短縮についてです。

今年の5月をもって芦屋中学校のエアコン工事が完了し、町内全ての学校で快適に学習できる

環境が整いました。これに伴い、今年から夏休みを1週間短縮し、8月26日から2学期を開始しています。より多くの授業日数を確保することにより、児童生徒の学力向上に努めてまいります。

13点目は、芦屋町ロケ地映画の劇場公開についてです。

平成30年度に芦屋町をロケ地として撮影した映画「夏の夜空と秋の夕日と冬の朝と春の風」が、10月25日から全国の映画館で劇場公開される運びとなりました。この映画の撮影に当たっては、芦屋町映画制作実行委員会を中心としたボランティアやエキストラなど、多くの町民の皆様にご協力をいただきました。映画の公開を通じて、全国に芦屋町の魅力を発信できるものと期待しております。

14点目は、山鹿魚見地区の用途地域等の変更についてです。

独立した芦屋鋳物師の工房が山鹿魚見地区に建設できるよう、昨年度より進めてまいりました当該地区の用途地域及び地区計画の変更が8月27日に完了いたしました。今後は、独立した芦屋鋳物師が工房を構えることができるよう町として支援するとともに、復興した芦屋釜の製作技術の維持や、町の産業として芦屋釜を初めとする芦屋鋳物の定着化など、復興事業が永続的なものになるよう取り組みを進めてまいります。

以上、簡単ではございますが行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第41号から日程第29、請願第3号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございますが、議案第41号の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定について所要の整備をするため、関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

議案第42号の芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布により、住民票やマイナンバーカードに旧姓を記載することが可能となりました。それに伴い印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、旧氏でも印鑑登録が可能となるため、条例の一部を改正するものでございます。また、令和2年1月より印鑑登録証明書等のコンビニ交付に対応するため、関係条項を追加するものでございます。

議案第43号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年1月から開始する住民票等のコンビニ交付について、条例で定める交付手数料の減免規定の適用除外とするため、所要の整備を行うものでございます。

議案第44号の芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が令和元年10月1日に施行されることに伴い、3歳以上児及び市町村民税非課税世帯に属する3歳未満児の保育料を無償化とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第45号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、政令指定都市の長も実施できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第46号の芦屋町環境基本条例の制定につきましては、芦屋町の将来にわたる環境の保全について、基本的な理念を定めるものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第47号の平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、残りを繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第48号の令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,700万円を増額計上しております。歳入につきましては、子ども・子育て支援事業無償化交付金、過疎対策事業債を増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、芦屋中学校国際交流事業実施業務委託を計上したほか、柏原漁港施設改修工事实施設計委託を増額計上しております。なお、芦屋中学校国際交流事業実施業務委託につきましては、繰越明許の措置をしております。

議案第49号の令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、臨時職員賃金を一般会計に変更するため、特定健康診査等事業費の賃金の減額及び調整により予備費の増額を計上しております。

議案第50号の令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入では、鹿児島県始良市加治木町において、本年12月の開設に向けて準備を進めております場外発売場の売上金及び場間場外発売収益配分金を増額計上しております。収益的支出では、売上金の増額に伴い、払戻金などの開催費及び業務委託料などについて増額計上しております。

次に決算議案でございますが、認定第1号から第6号までは各会計の平成30年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の平成30年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に報告案件でございますが、報告第4号の平成30年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第5号の平成30年度芦屋町一般会計継続費精算報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、アクアシアン流水プール防水改修事業及び芦屋小学校空調設備改修事業、芦屋東小学校空調設備改修事業の継続費精算を報告するものでございます。

報告第6号の地方独立行政法人芦屋中央病院の平成30事業年度における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

報告第7号の地方独立行政法人芦屋中央病院の第1期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、1番、内海議員に発議第4号の趣旨説明を求めます。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

おはようございます。1番、内海です。

発議第4号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議案の趣旨説明をいたします。本年4月30日、上皇陛下の御譲位のもと、5月1日、新帝陛下が践祚されました。

新帝陛下は、即位後朝見の儀の御言葉の中で「皇位を継承するに当たり、上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いをいたし、また、歴代の天皇のなさりようを心にとどめ、自己の研鑽に励むとともに、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します。」と述べられました。

本年私どもは、国民の幸福と国家の発展、そして世界平和をお祈りされる第126代天皇陛下をいただいて、新しい令和の御代を築いていただきたいと存じます。

つきましては、新帝陛下の一世一代の御慶事を町民が協力してお祝い申し上げたく、御即位奉祝の賀詞決議がなされることを求め、議案を提出いたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で内海議員の趣旨説明は終わりました。

次に、11番、川上議員に請願第1号から請願第3号までの趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

おはようございます。11番、川上です。

請願の趣旨を読み上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

請願第1号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願。

請願の趣旨。高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した介護施設に働く労働者アンケートでは、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっています。介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は57.3%にも達し、やめたい理由は「賃金が安い」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（36.9%）、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くに上り、その理由として人員が少なく業務が過密が約8割と群を抜いています。低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、

以下の項目について国に対する意見書の提出を求めてお願いいたします。

請願項目、介護従事者の賃金の底上げを図り、安心・安全の介護体制を確保するために全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること。

以上でございます。

続きまして、請願第2号の趣旨説明をさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書。

請願の趣旨。医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにして手だてを講じていますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2018年日本医労連調査、看護職員9万5,248人分）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は59%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が45.4%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事をやめたいと思いつながら働いている状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では一人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願項目1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

①1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている一人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減を図ること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。
以上です。

3番目に請願第3号について趣旨説明をいたします。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願。

請願の趣旨。高齢化が進む中で厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した2017年看護職員の労働実態調査（全国の看護職員3万3,000人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事をやめたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、やめたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%という結果になっています。低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額9万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて請願いたします。

1、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金「特定最低賃金」を新設すること。

以上でございます。

慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第42号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。この42号の芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてということで、先ほど町長のほうから提案理由の説明をされました。いわゆる住民票やマイナンバーカードに旧姓を記載することが可能となったと。それに伴い印鑑登録証明書処理要綱の一部が改正され、旧姓でも印鑑登録が可能となるため、条例の一部を改正すると。こういう内容だと思います。

そこで質問なんですが、去年ですか、おとしですか、住民票や税に関する証明を手にするために、コンビニで交付が可能になったわけですが。今回このような条例が追加されるということになると、条例が制定すれば、12月議会か新年度かなんかに、また予算化されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

予算化については、コンビニ交付については30年度から事業が始まっております、今年度も事業しております。本年度予算をとっているものに関しては、そのまま予算もっておりますので、コンビニ交付の導入に関してとか、例えば1月からコンビニ交付が始まりますので、そのランニングコストなどはもう予算計上しておりますので、この条例が上がるとか、まあ1月から始まることによって、また新たに予算が発生するというようなことはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この住民票とか税の証明交付にとってですね、コンビニでもって交付されるということで。まあもちろんですね、マイナンバーカードを持ってコンビニのほうに行って、そして交付していただくと。今現在ですね、9月1日現在、13.9%という全国の平均が出てますが。この芦屋町はその後、まあ11.何%ぐらいだったと思いますが、今年度少し増加しているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

2点目はですね、このコンビニ交付に対応するために昨年度、30年度からですか、その予算は800万円か1,000万円ぐらい計上されて可決しているわけですが、その金額いくらだったかなあと思いながらですね。わかるならですね。

それと今、そういうコンビニでもって交付をされた件数がどれくらいあるのか。コンビニで

すね。コンビニでもって、そういうマイナンバーカードを提出し、そしてそれを交付していただいた件数、それをお聞きしたいと思います。というのはですね、ある県ではですね、そういう1,000万円、2,000万円かけてコンビニ交付のために契約をしたけれど、件数が非常に少ない。やっぱりお年寄りが多いものですからね。そうしますと1枚当たり1,500円になるという計算も出てるわけですね。本来なら400円、まあ300円か400円で済むものが運用上ですね、1,500円、2,000円ぐらいの枚数しか出てなかったというようなものがありますから。芦屋町ではですね、どれぐらいの件数が交付されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まずですね、7月末現在での交付率が12.8%となっております。それはちょっと最新12.8%。そちらの方が今出てる最新の交付率になってますので、もうちょっとしたら8月末が出るかと思います。

それとコンビニ交付の枚数というお話でしたが、先ほども申し上げましたが令和2年の1月から、今まだ準備段階で、始まりますので、また交付などは始まっておりませんので、それ以後にしかちょっとわからないような状況にはなってます。

で、予算についてということですかね。コンビニ交付に係る予算についてってということですかね——ちょっとお待ちくださいね。

○議長 横尾 武志君

住民課長。手元に資料がなければ、後ほどよろしいですか。

○住民課長 藤永 詩乃美君

ちょっと今……。後ほど答えさせてください。すみません。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第46号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第46号、芦屋町環境基本条例の制定、12ページにあります。私はこの環境基本条例について、以前からこの環境基本条例を制定すべきだという前提のもとに何度か役場にも通ったことがあります。この12ページですね、町の役割として、第4条「町は、前条に規定する基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。」という内容と、13ページにですね、第8条に「町長は、身近な環境から地球規模までの環境の保全に貢献できる施策を総合的かつ計画的に実現するため、芦屋町における環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定し、推進するものとする。」というものがありますが、これは、この基本条例は理念を示していると思いますが。その8条の中にですね、基本的な計画、環境基本計画を策定し推進すると、こう書いてありますが、これ環境基本計画は数年前、もう策定されてるわけですが、何か環境基本条例と計画が真逆といいましょうか、なぜ条例ができた後に環境基本計画を策定されなかったのかなあという疑問があるわけですね。その辺の経緯について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今言われた環境基本計画につきましては、平成26年度に策定しております。10年計画となっております。条例が先にあつて計画をつくるべきとの意見でございましたけど、この条例につきましては、この計画の上位計画、上位のものとなります。位置づけられます。で、今回条例を策定する意味合いでありますけど、この環境基本計画につきましては、この10年間終われば第2次、そしてまた、さらに第3次とずっと続いていくものであります。そのためには計画の基本的な理念を定めて、この計画がぶれないように、この条例を定めていくというのが今回の理由でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういう形で進められることについては結構なんですが、このように新たに基本条例をつくることでぶれないようにしていこうという、そういうお考えを出された方々は町執行部のほうですか。それとも何か審議会等か何かの話の中で出されたのか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

この条例にも書いてありますけど、環境審議会というものがあります。その中で、この基本条例、基本的理念を定めるべきということで、今回この条例を定めるものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第48号についての質疑を許します。中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

2番、中西です。一般会計補正予算の13ページ、2款1項8目19節、移住支援事業補助金で200万円が計上されていますが、この制度の内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

13ページの移住支援事業補助金の制度についてお答えいたします。

この移住支援事業というものは国が推進しております地方創生事業の1つで、福岡県と芦屋町の共同事業になります。制度の概要としましては、東京23区に5年以上在住または通勤されている方が、芦屋町に移住し福岡県が選定した対象企業に就職すると、この移住支援金の対象となり、2人以上の世帯の方であれば100万円、単身の方には60万円が支給されます。今回補正予算としましては、世帯の方が2人移住するものとして200万円を計上しております。また、

財源としましては補正予算書の9ページになりますが、上段、地方創生推進交付金。こちらが対象事業費の75%が交付されることとなりますので、芦屋町の負担額としましては1人につき最大25万円となります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

その地方から地方にですね、東京のほうからとか流れてきて、人口がふえるということはいいいことなのですが、その周知についてどういうふうなお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

周知方法についてお答えいたします。

対象が東京圏の方ということになりますので、インターネットを活用したPRが重要であると考えております。この移住支援事業は国が推進し県と共同で行う事業のため、町のホームページはもとより、国の地方創生ホームページ、福岡県ホームページ、及び福岡県移住支援ポータルサイトと連携した情報発信を行うとともに、同事業を実施する北九州市とも連携した取り組みを進めたいと考えております。また、東京都有楽町にあります「ふるさと回帰支援センター」などで、移住やI J Uターンの情報とともに、この芦屋町移住支援金のチラシを配架しPRする予定としております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

ほかにございますか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

すいません。今、移住支援の御説明を受けました。それで対象者は、東京都23区に住んでる方が、仮に芦屋町に移住した場合に支援金を出すということですが、その対象となる芦屋町にお越しになる方が、要するに仮に家族が芦屋に住んどって、そして単身で東京の23区に10年ぐらいおったと。その方が仮に芦屋に帰ってきて、住所地は家族のもとに住所を定めるとか、そのような場合でも該当するのか。全く芦屋と縁もゆかりもない方が、23区から帰ってきた場合に該当するのか。その辺の補助金を支給する要件がもしあれば教えていただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

対象としましては、東京23区に在住または通勤した方が芦屋町に住民票を移したということが絶対要件になりますので、仮に芦屋町に家族の方がもともとからおられたとしましても、住民票を移すといったところの要件が達成されれば対象となるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

これは当初予算ではなく補正で上がってますけども、この事業は今後どのような形で動いていくのでしょうか。要するに単年度で終わりなのか、芦屋町としてまだまだ、仮に町単費を出してでもやっていくのか。その辺の将来的な予測がもしあればお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

この事業は先ほども御説明いたしました、国が推進し、福岡県との合同事業となっております。国の考え方としましては、6年間の制度というふうに聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

辻本です。14ページのですね、3款2項の13節の委託料でございますが、ひとり親家庭等日常生活支援事業という項目が上がっております。これは新規事業かと思いますが、この事業内容はどのようなことかということが1点。

もう1点は、18ページ、10款3項の2目13節の委託料でございます。この説明欄には芦屋中学校国際交流事業実施業務委託、町長の提案理由の説明がありましたけども、これ本来でしたら毎年ではなく隔年ごと開催されていて、年度当初に大体予算計上されるべきものだと思いますが、なぜ今のこの時期になったのかということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

ひとり親家庭支援事業の御説明ですが、新規事業ではないかという御指摘でしたが、新規事業

ではなく当初予算から計上していた事業でございまして、ひとり親家庭の方で日常生活で困っている、支援が必要だという家庭については支援を行って行ってまして。この事業量がちょっと伸びてきてますので、補正で増額して対応していきたいという事業でございまして。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

18ページ、芦屋中学校国際交流事業実施業務委託。例年であれば当該年度当初予算へ計上すべきところが、なぜ前年度の補正で上げているのかという御質問に対してですが、来年夏に実施予定のホームステイ事業について、来年度の当初予算で予算計上した場合に準備が間に合わない可能性があります。また、来年度以降の事業のあり方について、業者決定をして事前に調整をしっかりと行いたいと考えましたので、今回につきましては9月補正で計上させていただき、入念な準備をしたいと考えたためです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

ひとり親家庭の件につきましては新規じゃないということですが。すみません、勉強不足でした。ではですね、まあ少し枠を広げるといいますか、そういう考え方はいいと思いますけども、対象年齢は何歳までなのか。それと、どの程度の、実際これ活用できるといいますか。そういうの、何人ぐらい想定されているのかというのをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

対象年齢は、児童であれば年齢はございません。今、実際には一人の方が御利用されてます。内容としましては、保育園に通っているひとり親世帯なんですけど、仕事の関係でどうしても送り迎えができないということから、本来は保護者が送り迎えするところなんですけど、それが仕事上どうしてもできない日があるということで、ヘルパー的なもので。社会福祉協議会に委託してますので、社協からヘルパー的な人を、支援をお願いしまして、家庭と保育所の送り迎え、送迎で利用している家庭が1件あるということ。今後もちょうと続けてお願いしたいということから、ちょっと増額ということになってます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

わかりました。

では、18ページの中学生の国際交流事業についてでございますが、隔年ごとやってるオーストラリアというのが、ずっとやってましたが。ずっと隔年ごとやってきとるのに、なぜこれだけ費用をかけてする必要があるのかなと私は思いますけども、その点どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今回は660万円の費用を計上しておりますが、これは、今年度は執行はいたしません。業者決定をするために予算措置をするものでありまして、補正予算書の3ページにもございますが、こちらにつきましては繰越明許費の措置をさせていただいておりますので、実際この660万円は中学生等を海外に派遣する際に使う費用でございます。あと、また隔年で行うか毎年行うか等も検討するためにですね、このようにさせていただいております。

以上です

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、認定第1号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

施策の成果でお尋ねしてもよろしいでしょうか。施策の成果をお願いいたします。

ページ数が31ページでございます。施策の成果、2款1項6目、財産管理費。これの委託料のところに、委託料の一番下、左側の一番下と右側の一番下。左側が、妨害排除請求に係る弁護士委託、そして右側が、土地明渡請求に係る弁護士委託というのが当初予算に計上されて、今回決算で出てきております。それで土地明け渡しについては、昨年度ちょっと全協のほうで若干の説明がございまして、弁護士を雇ってどうのこうのという話がございましたので、今回この新たに弁護士を委託して業務設定されておりますので、この妨害排除とそれから土地明け渡しについての弁護士にどのような委託をされたのか。委託内容をもしよろしければお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

土地明け渡し請求に関する弁護士委託につきましては、文字どおり土地の明け渡しを求めるものでございます。

山鹿の唐戸の町有地を不法に占有されてるという事案がありまして、その建物が建っておりますので、その建物を収去して土地を明け渡してもらうための手続きを弁護士に委託したものでございます。

2点目の、妨害排除請求に係る弁護士委託のほうにつきましては、この土地明け渡し請求に関連する内容になるものでございますが、別件扱いをするということで別に委託しております。

内容につきましては、土地の明け渡しが完了しますと、その土地を利用できないように封鎖する形になります。現状としましては、その土地の附属物である防波堤状のものに係留する形で係留船がございまして、土地を封鎖した後、その係留者が出入りすることは望ましくないと考えましたので、その係留者に対しまして通知を出し、土地封鎖の前に係留船を撤去してもらうための手続きを弁護士に委託したものでございます。

以上です

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

妨害の排除のほうはわかりましたけど、土地明け渡しにつきまして弁護士のほうに明け渡しをしていただくという、交渉をしていただくということですが、当然これには付随する建物が建つてると思いますが。仮に、明け渡す条件として建物はどうされるのか。要するに町で全額見て壊すのか、それとも先方さんが壊すのか。その辺の条件的なものというの踏まえた中で交渉されていくのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

土地の取り壊しに関する費用等についてですが、手続き上ですね、今、弁護士に頼んでいるのは相手さん、債務者の費用でもって建物を壊すという形で進めております。実際の事務としては、今後進めていくに当たっては、まず町が立て替えて、その費用を裁判所のほうに予納するというような手続きにはなっていくしますので、あくまでも町が最初立て替えて、土地を建て壊す。流れ的には、その後に債務者に請求をしなければならないという手続きは外せないというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、発議第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、請願第1号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。先ほど川上議員のほうから提案がありましたこの請願についてお尋ねしたいんですけども、処遇の改善ということで、非常に働く方々にとっては素晴らしく、いい内容だとは思いますが。ただ、それぞれの地域で最低賃金というものが定められておりますので、こういった事案を踏まえた中で、今回は医療従事者ということになってるんですけども、他の産業にもいろいろな処遇の改善というものが必要だというふうに思いますので、今回、医療従事者ということなんですが、今後これを請願という形でこちらで審議した中で、いろいろな産業に波及していくというようなことはないのかなというのが私の中で疑問だったので、ちょっと質問いたしました。よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

当然、今、本田議員が言われたようにですね、働いてる人の賃金自体を上げていくということは必要でありますし、今、最低賃金もですね、上げられていっているという状況ですが。

この看護師とかですね、介護士について、なぜここで特定として挙げられとるかという点で見れば、中にもありましたようにですね、全国共通の診療報酬のもとで賃金が決められてますし、また、同一である国家資格でそこで働くという、そういったことでやっているのが本来的ならですね、同一賃金にならなければいけないという、同一報酬・同一資格なので同一賃金にならなきゃいけないという状況ですが。この中でも述べられてましたようにですね、地域間や地域施設間の格差、こういったものが生まれています。先ほども言いましたようにですね、看護師と、例えば同じような資格で働いている教員との実態を見ますと、教員の所定内賃金と比較しますと、看護師が29万9,600円に対し、教員は41万5,100円となっており、11万5,000円もの差が生じています。50代で見ますと、17万円の差が出ているということですね、やはり相当、やっぱり同じような働く形態の中であっても看護師とか介護士ですね、賃金は低いという状況になってます。

それと、やっぱり職種だけではなくて地域によってもですね、違うという問題があります。常勤看護師ですね、1人当たりの賃金も見ますと、九州地区はですね、最低賃金の区分けで言いますとDランクに属しています。それで年間45万6,800円ということになりますし、Aランクの多い関東地域ではですね、55万1万円という。約100万円の差がこの地域によっても生じているという、そういった問題があります。

そういった点ですね、安心安全ですね、看護体制を確保するためにもですね、賃金労働条件の改善がやっぱり不可欠であるし、そういった点では、同一労働・同一報酬・同一資格のもとですね、地域間格差や施設間格差、雇用体系の格差をやっぱりなくさなければいけないという、

そういったところから、このですね、全国一律最低賃金制をですね、この分野に導入しなければというところで要望が出ているわけです。もちろん言われましたようにですね、これによってほかのですね、職種についてもですね、やはり最低賃金をですね、やっぱり時給1,500円というのをですね、今、多くの労働組合が掲げてますので、当然そういったところにもですね、波及して行って実現させていくことが必要ではないかなと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

川上議員、ありがとうございます。

今の回答をいただいた中で、もう1点ちょっと私の中で疑問があるんですけども。先ほどからライセンスというお話がっておりますけれども、国家ライセンスというお話からいきますと、いろいろなライセンスがあるわけで、それを同じような賃金にするというのもまた難しいお話かなというふうに思っておりますけれども。

最後の疑問は、今回こういったことがあった中で、今後ほかのところからもこういった同じようなお話があったときには、やはりこんな形の中で提案という形になるのかなというのが疑問ですので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ほかの職種からもですね、議会に対してそういった労働条件の改善とか、そういったものが求められるような請願があればですね、それぞれの議員さんの判断の中で紹介議員となって、議会で審議して行って、国へ県へ意見を挙げるということはあると思います。

それともう1点、なぜ介護か看護かという問題があると思います。そういった点ではですね、例えば介護士の状況もやはり先ほどのようにですね、看護師と同じような状況になって月額で約8万円低くなっているということで。また、過酷な夜勤、交代労働制、働き続けられない労働環境、そういった暮らしを守れない賃金の実態があるということで。ただこれは、働く事業者にとってもですね、大きく響いておってですね、介護事業所も人手不足と高齢化によってですね、事業の存続の危機に立っているという、そういったですね、緊急性があります。そういった点です、看護師、介護士の賃金底上げなどですね、処遇改善、人材確保等、体制を固めるためにですね、先ほど言ったですね、最低賃金制を求めるとい、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、請願第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、請願第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第41号から日程第21、認定第8号及び日程第26、発議第4号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

なお、日程第27、請願第1号から日程第29、請願第3号までの各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時26分散会
